

スモン訴訟における

訴訟法上の諸問題(二)

目次

- 一 はじめに
- 二 定期金賠償請求と一部請求
 - 一 一部請求(以上前号)
- 二 定期金賠償請求
 - (1) 東京スモン
 - (2) 判例の状況
 - (3) 学説の状況
 - (4) 問題点(以上本号)
- 三 不当応訴(以下次号)

三谷忠之

二 定期金賠償請求

(1) 東京スモン

東京スモン訴訟においては、原告の一部が、介護費用について定期金賠償の請求をした。すなわち、請求の趣旨の第三項に「別紙『介護費用請求原告一覧表』記載の原告らに対し、各原告に対応する被告欄記載の被告らは、連帯して、昭和五二年七月二〇日以降当時原告の生存期間中、毎月末日かぎり一月一〇万円の割合による金員およびこれに對する各支払日の翌日以降完済に至るまで年五分の割合による金員の支払をせよ。」と主張し、その請求の原因として、「前記『介護費用請求原告一覧表』記載の原告らは、いずれも重症のスモン患者であるので、被告ら各自に對し、本件口頭弁論の終結の翌日である昭和五二年七月二〇日以降当該原告の生存期間中一か月につき一〇万円宛の介護費用の支払を求める。」と述べている。

この原告の主張に対しては、被告らは、否認している。

東京地裁（昭和五三年八月三日）は、定期金賠償請求を認めなかった。すなわち、東京地裁民事第三四部は（判時八九九号三八八頁以下）、

「よって検討するのに、右の介護費用支払請求原告らは、原告中の一グループに属し、鑑定により症度Ⅲ度とされた者の全員であるが、本件全証拠によっても、同原告ら全員につき、前記認容にかかる元本賠償のほか、将来の介護費用の定期金賠償の請求を肯認するに足りない（なお、いわゆる定期金賠償については、損害の認定がより正確なものとなる等の合理性が認められるとはいえず、これを肯定すべき直接の根拠規定がなく、また、定期金賠償を肯定する以上当然に必要とされる担保の供与や変更判決等に関する制度が設けられていないのであって、定期金賠償

の請求それ自体にも問題がないわけではない)ので、この点の請求も採用に由ないものというほかはない。」と判示しているのである。

右判決は、括弧内で「定期金賠償の請求それ自体にも問題がないわけではない」と疑問を提起してはいるが、定期金賠償請求の可能性を認めて、ただ証拠上それを認めることができなことを述べている。もつとも、定期金賠償請求が証拠上肯認できないという意味が、元本賠償のうちに将来の損害として考慮しているから、それを別個に認める必要性がないとの意味か、それとも、介護費用としての一〇万円の額が証明されていない意味なのか、やや不分明である。そして、この判決自体からは、定期金賠償を認めるために、どういふ証拠をもつて何を証明すればよいのか、明らかでない。また、括弧内の傍論だからよいものの、もし、そもそも定期金賠償請求そのものが理論的に認められないとの理由で本件定期金賠償請求が排斥されたとすれば、当事者は、「定期金賠償を肯定する以上当然に必要とされる担保の供与」の制度や変更判決の制度がない、といわれただけでは何のことか全く理解できないであろう。⁽²⁾これは、ドイツの法制度を知っている当事者にしか分からない。⁽³⁾いずれにせよ、不必要な傍論であろう。

(2) 判例の状況

従来判例で、定期金賠償請求について問題となったものは、極めて少ない。

傍論にすぎないけれども、すでに、大判昭和三・三・一〇(民集七卷三号一五二頁)は、

「不法行為ニ依リ他人ノ労働能力ニ欠陥ヲ与ヘタル者ハ其ノ欠陥ノ存続スル間被害者ニ対シ定期金ヲ給付シ以テ労働能力ノ欠陥ヲ填補スルハ損害賠償ノ方法トシテ最モ適當ナルモノニ属ス吾現行法ノ下ニ於テモ亦斯カル方法ノ採ルヲ得可キハ言ヲ俊タス何者損害賠償ハ必スヤ一括シタル金円ヲ支払ハサル可カラスト云フ何等ノ法規モ法理モ之

ヲ発見スルニ由無ケレハナリ」

と説示しているのである。

右判決の前に、定期金賠償方式の原判決を是認したと思われる大判大正五・九・一六（民録二二輯二八卷一七九六頁）がある。判決文によれば、「原判決主文ニハ唯上告人ハ被上告人六名ニ対シ該判決ニ表示セル期間内毎月一定ノ損害金ヲ支払フヘキ旨ノ記載」がある、というのである。

それに対して、大判大正三・一二・二四（刑録二〇輯号外二六一八頁）は、付帯私訴の事件で、加害者が定期金賠償方式を主張して、「原判決カ将来ノ利益ニ付キ損害賠償ヲ命シタルハ法則ニ反スルモノト信ス何トナレハ本件カ不法行為ヲ原因トスル請求ナルコトハ……明ナリ抑不法行為者ノ損害賠償カ実害ノ範圍ニ止マルヘキハ民法第七百九条ニ『之ニ依リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス』ト規定シテ『生スヘキ損害若クハ生スヘカリシ損害』ヲ賠償スル責ニ任スト規定セサリシニ徴シテ明白ニシテ法律学者間ニモ異議ナキ所ナリ損害ハ利益ノ毀損ナリ故ニ利益ノ存在セサル所ニ損害アルヘカラス将来ノ利益ハ未タ存セサルモノナルヲ以テ之ヲ毀損スルコト能ハス法律ハ時トシテ将来ノ利益ニ付テモ其時期ノ到来スルト同時ニ毀損スルコトアルヘキ場合ニ於テハ予メ補償ヲ命スルコトナキニアラス（仮令ハ商法第四百二十三条第六百五十八条等及運送人ノ責任ニ付大審院ノ判示シタル大正二年（オ）第一七二号判例）然レトモ之明文アルカ又ハ其性質上然ルヘキモノニ関シテノミ言フヲ得ヘキコトニシテ民法第七百九条カ此趣旨ニアラサルコトハ一点ノ疑ナシ然ルニ原判決カ『将来得ヘカリシ利益中其喪失シタル部分ニ対スル損害ヲ請求シ得ヘキ権利アルモノト謂ハサルヲ得ス』ト判示シタルハ法則ヲ不法ニ適用シタルモノナリト信ス換言スレハ将来ノ損害ヲ予メ請求スルヲ得セシムルトキハ事実生セサリシ場合ニ不当ノ結果ヲ生スヘキヲ以テ斯ル場合ハ生存中定期ニ相当額ヲ要求ス

ル請求ノミヲ是認スヘキ也(独民法第八百四十三条参照)然ルニ原判決カ此処ニ出テサリシハ擬律ノ誤リナリ此擬律ノ誤リハ次キノ如キ不法ノ結果ヲ生ス即チ被害者カ負傷後其負傷以外ノ原因ニ依リテ推定時ト異ナルトキニ死亡シタルトキハ判決ハ明白ナル事実ニ反シタル事態ヲ生スヘク又此負傷ニ原因シテ賠償金受領後死亡シタル場合ニ被害者ニヨリ扶養ヲ受ケ居タル民法第七百十一条ノ權利者ハ同条及ヒ第七百九条ニヨリ其扶養ヲ受ケ居タル程度ニ加害者ニ賠償ヲ要求シ得ヘク而モ其内容ハ死亡者ノ所謂將來ノ利益ノ一部ヲ組成スルモノタルヲ以テ之ヲ許ストキハ二重ノ保護ヲ与フル結果トナル蓋シ賠償義務者ハ一度死亡者ニ對シテ將來ノ利益ヲ毀損シタルニヨリ損害ヲ賠償シタル後更ニ之等ノ關係者ニ賠償ヲナスヘキコトトナレハナリ之レ誠ニ原判決カ擬律ヲ誤リタルニ因セスンハアラス」との理由で上告したのに対し、刑事第二部は、

「原判決ヲ查スルニ原審ハ被害者タル民事原告人ノ現ニ受ケタル損害ノ程度ヲ測定シ其損害額ノ賠償請求權アルコトヲ認メタルモノニ外ナラス蓋シ民事原告人カ將來得ヘカリシ利益中負傷ノ為メ其幾分ヲ喪失スヘキ運命ニ陥ルトキハ是即チ負傷ニヨリ現在ノ状態ヲ不利益ニ變更シタルモノニシテ其不利益變更ニ因ル損害ハ即チ現ニ受ケタル損害ナルカ故ニ被害者タル民事原告人ハ負傷ニ付キ過失ノ責任アル者ニ對シ賠償ヲ請求スル權利アルモノト云ハサル可カラス原審ハ以上ノ趣旨ニ依リ將來得ヘカリシ利益ノ一部ヲ殺カレタルカ為メニ生スル現在ノ損害ヲ測定シタルモノニシテ又之カ測定ヲ為スハ不可能ニアラス故ニ論旨ハ理由ナシ」

と判示して、一時金賠償を認めた。この事件では、被害者が一時金賠償を求め、加害者の方で、定期金賠償方式にすべき旨を主張しているのである。上告棄却となつたのであるが、加害者が西独民法八四三条を援用しつつ一時金方式を批判し、要は一時金方式であれば事実認定に反する事態が将来生じた場合の不都合を指摘して上告したわけであ

る。もっとも、事実認定に反する事態が生じた場合に、強制執行に対して請求異議の訴を認める最(二小)判昭和三七・五・二四(民集一六卷五号一一五七頁)があることは周知の事実である。そして、上告理由に定期金思想が現われているといわれる大判大正一五・一・二六(民集五卷二七七一頁)も、右の大正三年の判決の事案と同じく、加害者が、一時金支払を命じた原判決に対して上告したものである。「昭和三年の判例は傍系とみるほかはない」と評されているものの、大正三年と大正一五年の判例は、被害者が定期金賠償方式で請求してきたのを否定したのではなく、加害者が定期金方式を求めたのであって、裁判所としては、被害者の求める一時金方式でもよいと判示しているにすぎないのである。したがって、必ずしも大審院判例が、定期金賠償方式を否定的に解している、とは評しえないのではなからうか。

戦後の判例で、最上級審のものは、未だ存在しないようである。下級審判例では、東京スモン判決を含めて四事件が報告されている。しかし、そのうち、リーディング・ケースといわれる名古屋地判昭和四七・一一・二九(判タ二八九号二四三頁以下、判時六九六号二〇五頁以下)は、原告は一時金の支払請求をしていた事案なのであって、まず逸失利益について、

「以上の事実によれば、本件事故がなかりせば、同原告は前記離職後の昭和四六年五月一日から同人が六〇才に達する頃までの向う一四年間(原告主張年限)は継続して前記年間給与額金七四万九三七二円の収入を得べかりしものと推定するのが相当である。

ところで、同原告が蒙った負傷は、前示のとおり、脳挫傷を含む死にも比すべき重傷で、昭和四三年四月一三日から昭和四五年三月八日まで二ヶ年近い入院加療をしても、なお、労災級別一級九号該当の極めて重い後遺症状を

残しているのであるから、この事実をもってすれば、同原告が前記一四年の期間に亘って果して恙無く生存を維持できるかどうか、これを積極に認めるについて容易にその心証を惹起し得ない。さりとて、同原告の今後の生存年数を確定するに足る証拠もない。

かかる場合の右原告の逸失利益を算定するについては、一旦死者と同一の逸失利益、即ち収入額から当該被害者の生活費として費消さるべき金額を控除したものを算出した上、これに、同人の生存中その生活費として費消さるべき金額をもって、賠償を請求し得る逸失利益と認めるのが相当である。

同原告の収入額は、前示のとおり年間金七四万九、三七二元（月額金六万二、四四七円）であり、……以上の事実を併せ考えて見ると、同原告の右収入額のうち同人の生活費として費消さるべきものは月額金二万五、〇〇〇円（凡そ四〇％）程度と認めるのが相当である。」

と判示して、過失相殺の上、生存中請求し得べき額は昭和四六年五月以降一四年間につき毎月末限り金二万円であると判断し、更に付添看護費についても、入院期間中のもものとして金八七万三、八九二元（過失相殺後の額）、退院後のものについては、

「原告Xは、前示のとおり、昭和四五年三月八日に退院し、その後自宅で療養しているが、自分一人では食事、衣服の脱着、排便、移動もできないため、一日中家族の娘が主となりその外に同じ家族のAが付添看護に当たっている。同原告はその生存中このような付添看護が必要と認められる。これに要する費用は、さきに認定の割合による過失相殺を考慮した上で、なお月額金三万円と認めるのが相当である。」

と判示して、一時金以外に定期金の支払も命じている。その定期金を命じた判決主文の部分を引用すると、「一、被

告等は、各自(一)原告X₁に対し……(四)同原告の生存中 (1)昭和四五年三月九日以降毎月末日限り月額金三万円の割合による金員 (2)昭和四六年五月一日以降一四年間につき毎月末日限り月額金二万円の割合による金員 及びこれらに対する各支払日の翌日(但し、昭和四五年九月六日以前に履行期の到来した分については同日)から支払済に至るまで年五分の割合による金員……を支払え。」となつてゐる。そしてこの部分は仮執行宣言は付されていない。この判決に対しては、「この判決の論旨は理論的に破綻してゐる」⁽⁶⁾とさえ評されてゐる。すなわち、本件では死者と同じように生活費を控除した逸失利益を一時金請求として認め、更に生存中の生活費を定期金方式で認めてゐるわけであるが、「もし定期金賠償論の基礎にある考え方に立てば、生活費給付とは別にすでに一時金方式で支払われた逸失利益分のうち、死亡以後に相当する分については、被害者の不当利得ということになり、加害者から返還請求の訴を起さされてもやむをえないということにならう」⁽⁷⁾というのである。また、当事者が一時金支払請求という形で請求してきてゐる(現在給付の訴)にもかかわらず、一部認容という形で定期金給付(将来給付)を命ずることが裁判所として当然にできるか、という点も問題とされよう。右の判決に対し、原告は一時金支払を求めて控訴し、被告は付帯控訴してゐるが、むしろ右判決の方式を是認し、過失相殺の割合を争つてゐるにすぎない。控訴人(原告)は、定期金賠償方式を批判して、「人の生命は、何人にも予測不能であり、余命が何年であるかは、特殊な病氣、傷害のある場合を除いて、これを認定するための証拠ないし経験法則が存在しないのが通常である。従つて、交通事故の被害者の余命年数の認定に際しては、健康人から病人にいたるまでの全人口を対象として作成された統計表を利用し、この統計表から認められる余命年数の期間被害者が生存することについては事実上の推定ありとされるのである。現在までの無数の裁判例は、右のような統計に基づき、いわゆる元本賠償方式により損害賠償額を認定してきてゐるのであつ

て、右方式は確たる根拠を有しているものである。

しかるに、いわゆる定期金賠償方式には、実定法上何らの根拠規定が見当たらないのみならず、次のような欠点があることが考えられる。

1 現在のごときインフレーションの下においては定期金賠償は債権者にとって極めて苛酷なものとなる。この点については、インフレーションの進行に対応して、変更判決をもって定期金給付額の増額を命じうるとの見解もあるが、右は論者独自の見解であって実定法ないし判例に基づくものではない。

2 次に履行確保の点について、定期金賠償方式によるときは、支払期間中の賠償義務者の倒産、法人の解散、逃亡等支払不能の危険を被害者に負担させることとなる。ドイツ法においては、定期金支払につき被害者が担保の供与を請求できるものとし、定期金の支払を命ずる判決の後に賠償義務者の財産状態が悪化したときは、新たな担保の供与または増担保を求めうるものとしている。フランスにおいても、裁判所が定期金の支払を命ずる判決をなすに際し、担保の供与を命じ、未成年の債権者名義で国債を購入して保管することを、債務者に命じた裁判例もある。我が国では、かかる処置を許した規定がなく、解釈上、これを認めるのも困難であるから、定期金賠償の方式をとることは適当でない（なお、本件においても被控訴人らは、いずれも不動産を有せず、経営上資産上将来の支払についても安心できる状態ではない。）

3 定期金賠償方式は、定期金の支払を通じ、加害者との接触が永続するため、被害者やその家族は、支払期毎に債務者に請求する不快さを味わわなければならない、一刻も早く、事故を忘れたいという被害者感情（加害者側にもかかる感情が存する場合が多かろう。）から解放されることがない。

4 定期金賠償方式は、任意保険契約を締結している加害者にも、不利益を与える恐れがある。何故なら、元本賠償方式による判決特に和解においては、一時に支払われる金額はほとんど保険金額によってカバーされるのに反し、定期金賠償方式によれば、賠償

義務者はその支払額が保険金額を超える危険を負担しなければならない。このことは、貨幣価値の変動に伴い変更判決をなすことを認める場合において一層しかりである。 5 定期金賠償方式は、交通事故による鞭打ち患者に多い賠償性ノイローゼの回復に悪影響を及ぼすものであり、また、当該交通事故が原因となつてその後余命を短くする

ような別の事故に遭遇した場合に、被害者にとって不利益である。 以上のような欠点の存するため定期金賠償方式を是とする論者といえども、被害者の申立ある場合にのみ、該方式によるべしとするのが一般であるが、本件において

は、被害者たる控訴人X₁は元本賠償方式による損害賠償を求めているのであるから、当然定期金賠償方式によることは許されないものである」と述べた。それに対して、名古屋高判昭和四九・八・三〇(判時七六九号五三頁以下、判タ三二二号一六七頁以下)は、まず、逸失利益について、

「被控訴人らは、本件のように被害者が重篤な病状である場合には、生存可能年数を確定できないから、被害者を死亡したものとみなして算出した逸失利益の額を一時金として支払つたうえ、別途に生存期間中(但し、就業可能期間中に限る。)生活費相当額を毎月支払うという方式によるべきであると主張する。

しかし、前記認定の事実関係によれば、控訴人X₁は本件交通事故により二年間の入院生活を余儀なくされたものではあるが、退院後は自宅において肉親の温かい看護を受け、両脚右手が動かさず車椅子で移動するという不自由な身体になつてしまひ回復の見込がないというものの、医師の診療を受けることなく元気に日を送り事故後既に六年余を経ているのであるから、同人の余命についてはいわゆる平均余命表によってこれを推定するのが相当である。

もっとも《証拠略》によれば、控訴人X₁は、疾病に対する抵抗力が健康人にくらべて劣っていることが認められるが、これのみによつて、同控訴人の余命を平均余命表によって推定することが相当でないといふことはできない。

《証拠略》によれば、交通事故の被害者について裁判所がその余命年数の確定を不可能なりとし、あるいは、平均余命表によるよりも遙かに短かい余命を認定した事例があることが認められるけれども、一方右《証拠略》によれば、右各事案にあらわれた被害者の症状は控訴人X₁の場合よりも遙かに重篤なものであったことが窺われるから、右《証拠略》によって前記判断を動かすに足るものとはなしがたい。してみると、被控訴人らの主張はその前提を欠くものであるのみならず、他に本件逸失利益につき右主張のような支払方法をとらなければならない事由も存在しないから、右主張は採用することができない（なお、定期金賠償方式の可否については後述する。）」と判示し、続けて、付添費用について、

「被控訴人らは、右付添看護費用について、控訴人X₁の生存中、定期的（毎月）に支払をなすいわゆる定期金賠償方式によるべきであると主張する。

しかしながら、控訴人X₁は本訴において右付添費用の総額を一時に支払うことを被控訴人らに命ずる裁判を求め、旨申立てているのであって、右申立はもとよりこれを認容して不可なる所以を見ない。しかし、裁判所は右のように付添費用の総額の一時支払の申立がなされているにもかかわらず、被控訴人らのいわゆる定期金支払の方法をもってこれに答えることは許されないものというべきである。ただし、賠償金のいわゆる元本賠償（一時金）支払方式においては、全損害がすでに発生したるものとして観念されているに對し、定期金支払方式における支分定期金債権は履行期到来の都度発生すべき将来の債権であって債権の性質についての発想の根本にするから両者は別個の申立であるというべきであるのみならず、わが国の現行法は、定期金賠償方式を否定する法条こそ有しないものの、他面これを肯認する明文もなく、ことに定期金支払方式によつた場合に当然考慮に入れるべき債務者から

の担保の供与、変更判決等の諸制度については遂に緘黙して語るところがなく定期金債権者に著しく不利であるから、一時金支払の申立をなしている賠償債権者は特段の事情の認められない限り定期金支払の申立の意思を有しないと認めるのが相当だからである。法律論を別としても、現時のごときインフレーションの進行する経済状況の下においては、たとえ判決の時点においていずれの方式により認容された給付も経済的価値において同一だとするも、日時の経過とともに定期金債権者の蒙る不利益は思い半ばにすぎるものがあり、賠償債権者自身からの定期金支払方式による請求が存する場合は格別、一時払を求めている債権者に対し定期金方式による判決を与えることは裁判所としてにわかになすべきではないと考える。被控訴人らの右主張は採用できない。」

と判示して、原判決を変更し、すべて一時金支払の給付を命じたのである。ただ、右の判決では、逸失利益の点については原判決と事実認定を異にして一時金支払を命じ、付添費用の点についても、債権者たる被害者が定期金方式でもよい意思が認められないかぎり、申し立てられている一時金支払を定期金支払による給付を命ずる判決はできない、と判示しているのであって、定期金賠償方式自体を採りえない旨の判示部分は、傍論と解すべきであろう。⁽⁸⁾

次の札幌地判昭和四八・一・二三（下民集二四卷一〇四号二四頁）は、交通事故によっていわゆる植物性人間になった事件である。この事件でも、被害者たる原告は、一時金支払を求めていたのである。一時金としては、弁護士の手金一〇〇、〇〇〇円を命じただけで、付添看護費用相当の損害および逸失利益相当の損害については、定期金支払を命じたのである。理由として曰く、

「一、原告X₁の傷病の状況は前項に認定のとおりであるところ、同原告は、付添看護費用相当の損害および逸失利益を算定するにあたり、右のような最重篤の傷病にありながらも、なお同原告が平均余命を生存しうることを前提

として、将来の回帰的費用相当の損害および逸失利益の現在額を中間利息を控除して算出し、一時払としてその賠償を求めている。

確かに、身体障害による逸失利益の算定等にあたり、平均余命表に基づいて被害者の残存余命や就労可能年数を推認し、その期間に同人が得べかりし利益等より中間利息を控除してこれを算出する方法は一般に採られているところであって、本来個別的事象の認定には必ずしも妥当しない平均余命表も、存命中の人間の死亡時期を予測する方法として他にこれにまさるものがないところから、通常の場合には、それなりに合理的なものとして用いられている。それによって損害額の算定が個別的には不衡平な結果となることがあっても、それは一時払賠償という賠償形式に伴うやむをえない制約といわなければならない。

しかしながら、本件における原告 X_1 のごとく、脳損傷の傷害を受け、その回復の見込みがないばかりか、その余命の幾何とも知れない最重篤の傷病人がなお平均余命を生存しうるとすることは、既に認容した経験則（前項（5）参照——「一般的に、右のような症状にある者は、栄養障害、消化管出血、尿路感染炎その他の余病を併発しやすき状態にあり、当然、余命も通常人に比して短かい。しかしながら、原告 X_1 の余命を、少なくとも何年という形においてさえ、予測することはできない。」——三谷）に明らかに違反するところであって、このような事情にない通常の場合と同一に論じることがとうていできないところである。また、逆に、このような場合、原告 X_1 に対して向後生存しうる期間の立証を求め、本件においては、同原告の余命の幾何たることも予測しがたく、その部分につき損害の立証がないものとしてその請求を棄却することは、一時払という賠償形式に固執する以上避けられないといえ、いかにも衡平に反する結果となる。

二、そこで考えるに、将来の回帰的費用や逸失利益より中間利息を控除して現在額を算出し、その一時払を命ずる通常の場合の賠償形式は、身体傷害それ自体あるいはそれによって損なわれた抽象的な労働能力そのものを既に発生した損害として把握し、ただ、将来予測される費用や得べかりし利益をその損害額の算定の資料として用いているものと理解される。しかし、身体傷害の把握の仕方がこれに限らねばならない理由はなく、具体的に生じた各期の費用の支出や収入の減少そのものを損害としてとらえることも可能である。そして、この場合の損害は各期末ごとに発生することになるが、これら損害と不法行為との間に因果関係があり、予めその発生時期と額を確定しよう場合には、民事訴訟法二二六条の要件を満す限り、いわゆる定期金賠償の形式を採用することも許されると解される。

本件においては、原告X₁は付添看護費用相当の損害および逸失利益につき一時払賠償を請求しており、一時払という賠償形式に固執する以上は、口頭弁論終結後の支出や収入の減少に相当する損害部分の請求を棄却するほかにいことは既に述べたとおりである。しかしながら、前記の損害把握の仕方のいかんは、もっぱら身体障害による損害をどのようにとらえるかという法的評価の問題にすぎないから、そのいずれであるかによって請求を異にするものではなく、従って、一時払の請求に対して定期金給付の判決をすることは、あたかも現在給付の請求に対して履行期末到来の理由で将来給付の判決をする場合と同様、民事訴訟法一八六条に違反するものではないばかりか、右に述べた定期金賠償を命じうる要件を満たす以上、その限度で請求を認容すべきである。

本件においては、後記のとおり、口頭弁論終結時において、付添看護費用相当の損害および逸失利益につき、各期の損害額算定の基礎たる事実関係は確定しており、ただ、損害の発生が継続的であってその終期を確定しえな

いために一時払賠償によることができずにすぎず、また、口頭弁論終結時に既に履行期にある部分について不履行があるのであるから、将来の部分の履行が期待できないことが明らかであり、民事訴訟法二二六条の規定する要件に欠けるところはないから、右損害については定期金賠償を命じうる限度において原告X₁の請求を認容することとするのが相当である。」

と判示して、自賠償保険金で填補されない部分につき、「被告は、原告X₁に対し、昭和四七年一月一日から同原告の死亡するに至るまで、毎月末日限り、昭和五〇年三月三十一日までは一月あたり金四四、九〇〇円を、昭和五〇年四月一日から昭和五五年三月三十一日までは一月あたり金四九、七〇〇円を、昭和五五年四月一日から昭和八七年一月三日までは一月あたり金五五、一五〇円を、昭和八七年一月四日以降は一月あたり三〇、〇〇〇円を、被告が期限を徒過したときはその翌日から支払済みまで年五分の割合による金員を付加して支払え」との判決主文を言い渡し、仮執行宣言も付したのである。この判決においては、当事者の一時金請求であれば本来請求棄却に至るべきはずのものを救済した、まさに救済判決といふべきであろう。しかしながら、すでに、数额の証明ができなかった物損を慰藉料の斟酌事由とした判例も存在するのであって、本件でもそのような形で慰藉料額算定の際に斟酌すれば、必ずしも定期金給付判決という形ではなしに、一時金支払の形で救済することも可能ではあったであろう。¹⁰⁾

東京地判昭和五〇・四・二四（判時七九五号六二頁以下、判タ三三三三号二八六頁以下）も、介護料について、

「定期金賠償方式も、原告X₁の要する介護労働の評価額をもって損害と考える点からも、また訴訟手続上種々の問題点が存する点からも、その採用は困難である。」

と判示しているが、原告の一時金支払に対して被告が定期金賠償によるべしと主張したことに対する判断である。少

し揚げ足とりになるかも知れないけれども、右判決が、損害の把握の仕方と訴訟手続きの問題を同等に並べて理由づけている点は、やや不正確と評価できよう。すなわち、そもそも損害の把握の仕方が異なれば、訴訟手続上の問題は、まさに問題にならなくなるからである。したがって、定期金賠償方式を否定した、という点での先例としては、それ程価値があるものとはいえないであろう。

かく見てくると、原告（被害者）から定期金賠償方式を求めてきたのは、東京スモン訴訟だけのようである。それにしては、その判示は、あっけない感じがする。

(3) 学説の状況

従来から学説は、定期金と割賦金とを混同していたし、西独民法における定期金賠償はいわゆる原状回復主義から導き出されるのに対して、わが民法においては金銭賠償主義が採られていることに由来するからであろうか、定期金賠償について本格的に論ぜられてはいなかった。

(i) わが国でも定期金賠償方式が可能であることを論証された倉田判事は、まず次のような事例に対する疑問から出発された。すなわち、「六歳の女兒が交通事故で顔面に負傷して入院した。一応治療して退院したが、傷痕が醜いケロイド状癍痕になった。整形外科医の診断によれば、整形手術は十年後でなければ施行しえない。この場合、右事故による損害賠償請求の訴において、十年後の右手術の費用も損害額中に算入しうる」と解するのが伝統的な理論であるが、そうすると、「行為時に発生した損害額として認容されるのは、十年間の中間利息を控除した額でなければならぬし、」⁽¹⁾「まだその額を支払っていないにもかかわらず、右金額に対して、不法行為時からの遅延利息も付さねばならないのは、「どうも不自然な気がする」と。また、「逸失利益算定の際の賃金センサスの基準年次を、損害発生

時でなく口頭弁論終結時の年代のものを使うという考え方で損害の算定をしている判決がいくつかありますね。……事故のときにすべての損害が発生したと……という考え方をとっていて、どうしてその算定時をあとにもっていきけるのか」という疑問も提起されている。⁽¹²⁾

以上のような疑問を出発点として、倉田判事は、「将来得べかりし利益の逸失による損害の定期金による賠償」に論点を絞る⁽¹³⁾、実体的には損害の性質から、訴訟法的には将来の給付の訴（民訴法二二六条）という観点から、わが国でも定期金賠償方式が理論的にも可能であることを主張されたわけである。

ところで、このように損害の性質から定期金賠償が認められるとすると、そのような損害を一時金として請求することが認められなくなるであろう。なぜなら、将来給付の訴であっても、「予メ其ノ請求ヲ為ス必要アル場合ニ限」られるのであって、それを更に一時金給付という現在の給付の訴として認めるには、将来給付の訴以上に必要性の立証が求められるはずであり、西独民法八四三条三項等のように明文が存しなければ、理論的に無理であろうからである。そうすると、被害者は、将来すなわち口頭弁論終結後に履行期が到来すると考えられる損害については、常に将来給付の訴を提起しなければならなくなる。⁽¹⁶⁾そこで、当事者が当初から、あるいは口頭弁論終結前に将来給付の訴に変更して損害賠償を請求して来ない場合に、裁判所の方で果して一時金請求（現在給付の訴）を定期金請求（将来給付の訴）として認めることが可能か否か、いう問題が生じてくる。この問題に対して、倉田判事は、「一時払請求と定期金請求とは、損害把握の論理を異にする……から、……厳密に言えば、融通性を否定するのが正しいかも知れない」と言われつつ、「期末毎の損害発生を見る定期金賠償も、見方を変えれば、毎期の収入を生むべき地位自体を喪失したことによって生じた賠償請求権が期末毎に一定額について具体化する、観念することができないではなく、他方、

ホフマン式計算による一時払請求の論理は各期の逸失利益の確定を前提とする(三参)ことを考えると、遅延損害金の発生を別とすれば、むしろ両者の質的同一——定期金請求の実際の給付期間は可変的なのに、一時払請求では一定期間を区切って一定数値を算出するから、近似的同一性であるが——を肯定する方が事宜に適するように思われる。そうすれば、一時払請求に対して定期金給付を以て答えても、民法一八六条の違反はないことになり、丁度、現在給付の請求につき履行期が将来に属することが判明した場合、将来の給付の正文を言い渡す(もちろん民法二二六条の要件は肯定されるとして)⁽¹⁷⁾ように、一時払請求の一部棄却として定期金給付を言い渡しうるのではあるまいか」と述べられている。

ところが、楠本判事は、「私見では定期金賠償は実体法上、被害者がこれを選択する場合のみ許されるのであるから、原告が一時金を請求していれば当然これに拘束される」と主張され、江藤教授も、「元本賠償請求と定期金賠償請求とは、その基本的発生において異なるように質的に異なると考えるのが妥当であり、この両者の同一性は、量的同一性にとどまるのではないであろうか。民法一八六条の制約を免れるためには、損害賠償訴訟における訴訟物概念の再構成をはかる必要があると考える。したがって、……被害者が定期金賠償を選択する場合にのみ定期金賠償を命ずる判決は許されるが、元本賠償を請求する場合にはこれに裁判所は拘束される」として、楠本判事の説に賛成されている。⁽¹⁹⁾

しかしながら、損害の把握の仕方が異なる、という前提から出発するならば、もし当事者が一時金請求をしてくる場合には、請求棄却になるのが理論の帰結であるはずである。ところが、それにもかかわらず、損害の発生時期が不法行為時より後に、より正確には事実審の口頭弁論最終結時以降に生ずる損害について、定期金賠償以外に一時金賠償を認めること、すなわち両者を選択的に認める⁽²⁰⁾、という結論は、どこから出て来るのであろうか。履行期未到来の債

権の債権額を、中間利息さえ差し引けば、債権者の一存で当然現在給付が認められる、というのであろうか。現実論として、⁽²¹⁾定期金賠償と一時金賠償との選択を認めるべし、というのであれば理解できないことはない。しかし、解理論としては納得しがたいところである。また、選択的に認める、ということとは、併用を認めない趣旨であらうか。すなわち、将来の逸失利益について、例えば、口頭弁論終結後三年分は一時金として、それ以降は定期金賠償方式をとって請求を認めることも可能なか。もし、それが可能とすれば、当事者がただそういう方式を主張しさえすればよいのか。

(ii) それに対して、更田弁護士は、「一時金賠償と定期金賠償とは人身損害の把握ないし評価の方法と論理的に対応しておらず、要するに損害賠償金の支払方法にすぎない⁽²²⁾」と言われる。そして、「いずれも金銭賠償にほかならず、しかも人身損害の金銭的評価の場面では、実務上、弁論主義の緩和がすすみ、損害の定額化や包括的認定などによって非訟的性格が強まっている。そこで、賠償方法についても裁判所の釈明権ないし釈明義務を強化して当事者の主張立証を促すことを前提としつつ、事案によっては職権による転換を認めてよいと思われる⁽²³⁾」と主張されている。そのための前提として、「実質的で可及的な損害の填補を実現できること⁽²⁴⁾」が要求されている。

この説では、不法行為による損害賠償請求における損害は既発生である、という考え方は無関係である。人身損害における損害をグローバルに把握し、それには、将来具体化するべき損害も、口頭弁論終結時に予測されるものも含まれる⁽²⁵⁾、という。そして、「将来具体化する損害を填補するためには、回帰的給付を求める」ことも可能だ⁽²⁶⁾、というのである。

この説の最大の利点は、「損害の把握ないし算定方式と賠償方法とが……論理的に結合する必然性がない以上、損

害の具体的填補に必要な限り、請求額を相互に流用して認容してさしつかえない⁽²⁷⁾という点に存するであろう。しかし、この説にも疑問がなくてはならない。例えば、将来具体化する損害については将来債権であるから、当然のことながら将来給付の訴である。すでに(i)のところでも述べたが、将来給付の訴でさえ要件が限定されているのに(民法二二六条)、それを一時金として請求することができるためには、更に厳しい要件が要求されてしかるべきであろうが、その点は明らかでない。また、賠償方法についても当事者の主張立証が要求されているようであるが、賠償方法を立証するとは、どういうことを意味しているのだろうか。一時金賠償であっても、定期金賠償であっても、原告が、求める賠償方式が「実質的で可及的な損害の填補を実現できること」を証明しなければならぬ、という意味なのであろうか。もしそうであれば、当事者が一時金方式を求めてきた場合、それが「実質的で可及的な損害の填補を実現できること」が証明できないとすれば、当然に職権による定期金方式に転換できることになるのであろうか。逆に定期金方式を求めてきた場合、それが「実質的で可及的な損害の填補を実現できる」ものであることを証明できなければ、一時金方式に職権で転換できるのであろうか。これらの点は、必ずしも明確でないような感じがしてならないのである。

ところで、事実審の口頭弁論終結時以降に発生する損害であっても、それが当該不法行為と因果関係が存在する限り、不法行為による損害として、加害者が賠償すべき損害であることは、当然のことである。更田弁護士のように、人身損害について損害を包括的に把握するとしても、将来具体化すべき個々の損害まで、なぜ現在給付が認められるか、という点については、やはり納得できる説明があるように思えないのである。「一時金賠償と定期金賠償とは人身損害の把握ないし評価の方法と論理的に対応しておらず、要するに損害賠償金の支払方法にすぎない」のであ

り、「定期金賠償の方法が単なる支払方法にすぎないと断定するのに躊躇する」としたら、それはやはり、定期金賠償の選択が損害額の評価に深刻な影響を与えるからとしか思えない」と主張されているが、⁽²⁹⁾それでは、なぜ、将来具体化する損害だけが定期金賠償になじむことになるのであろうか。分割払いの発想と同じであり、⁽³⁰⁾定期金との差異が不明瞭になる。定期金賠償は、そもそも事情の変更による増減を前提にしているのであって、計算上総額が決定しているとはいえず、一定額の割賦払いとは同視できないはずである。

(4) 問題点

学説として、直接定期金賠償方式を否定する説は、今のところないようである。しかし、既に紹介した否定判例の中にも指摘されているように、問題とすべき点も多いようである。大体のところは既述したところから分かるであろうが、ここで今一度指摘された問題点を検討することにしよう。田中検事によれば、⁽³¹⁾「変更判決の制度を持たない我が国でうまく運用できるのか否か（現在の労働仮処分等では、将来請求分まで認容し、ベースアップ等があったら、別途請求させている。この方式は、定期金賠償でも取れないこともない。逆に、損害額が減少するときは、その限度で請求異議を認めればよい）、また定期金を命じるにつき担保を積ませることができなのか（ドイツとの違い）、積ませることができないとした場合の被害者の被る損害（判決時なら資力があって一時金で支払えたが、その後加害者が無資力となる場合）を誰がてん補するのか、命じ得る定期金の範囲（一時金の部分としてどの程度を命じ得るか）、一時金しか請求していないのに定期金を命じることができなのか（弁論主義に反しないか）」が問題点として指摘されている。以下、これに従って、検討を加えたい。

(i) 変更判決の制度がないこと。この点について、田中検事は、労働仮処分における賃金支払請求の場合には、変

更判決制度があるのと同じ取扱いがなされている旨を指摘されている。この仮処分の場合には、事情変更等による仮処分の取消しが明文で定められている（民訴法七五六条による七四七条、および民訴法七五九条）。更に、事情変更により裁判を変更する制度は、民事執行法一七二条二項の知るところである。そして、最高裁判所は、確定判決後の再手術費用請求を認めているし、請求異議の訴えをも認めているのである。⁽³²⁾

右に挙げた条文の準用ないし類推適用が不可能である、というのであれば、「相続構成から扶養構成へ」と主張されていることを考えれば、確定判決と同一の効力を有する扶養審判の変更の可能性を認める民法八八〇条を準用することは可能であらう。⁽³⁴⁾

なお、定期金権利者が死亡すれば、請求権が消滅し、したがって、債務者は、終局的な執行力の排除を求めて請求異議の訴えを提起できることは明らかである。ただし、症状の一時的好転の場合があることや、貨幣価値の変動の場合を考えると、一定の場合には、一時的な執行の阻止しか認められないことがあることを考慮すべきである。

(ii) 担保提供の制度がないこと。定期金給付を命じる場合に、担保の提供を命じるのは、被害者のため履行の確保をはかるためである。この問題は、一時金給付の場合における履行の確保についても生ずるものであって、損害賠償制度、ひいては給付判決一般に共通する問題である。したがって、担保の制度が法定されていないことを理由として定期金賠償方式を否定することはできない。実体的に定期金賠償が認められるか否かによって、定期金給付の可否が決せられるのであり、訴訟法上の制度として欠陥があることよって決定されるものではない。

法の欠缺として、担保提供を命じうるとしても、原告がそれを求めていなければ、裁判所としては命じることはできない。原告の求めているところを超えて、原告に有利な判決を認めることになり、民訴法一八六条違反とならうか

らである。

担保の提供を命じうるか否かについて疑義がある以上は、提供を命じるべきであると判断しうる場合には、裁判所としては、実際問題として、和解を試みるべきであらう。そして、その場合には、根抵当権が設定されることにならう(民法三九八条ノ三第一項)。もつとも、担保とすべき財産がなければ、そもそも担保の問題を云々しても意味がないであらうし、たとえ一時金を命じても同じことである。その意味でも、より一般的に、判決の履行確保のための制度的保障をこそ考えるべきである。

(iii) 定期金を命じうる範囲如何。損害が回帰的に発生するものと理解するかぎり、それは、一時金として事前に給付を得ることはできないはずである。一時金として、すなわち、現在給付として認めうるのは、事実審の最終口頭弁論の終結時までに履行期の来たものだけである。将来の給付請求額を、現時点で得ることはできない。将来給付の訴えが認められるにすぎないのである。将来の回帰的給付となる定期金債権について、その一部を一時金として予め被害者が得ることは、訴訟法上は不可能と言わざるをえない。既に述べたように、将来給付の訴えでさえ、厳しい条件が定められているのに(民訴法二二六条)、当事者の任意で一時金給付を認めることはできないからである。一時金は、慰藉料で満足すべきことにならう。不法行為による場合だけ、将来給付を現在給付で認める理由は見当たらないのである。これも、立法論としては、考慮に値するかもしれない。

(iv) 一時金請求に対して定期金を命じることの可否。この問題については、可能とする説と、当事者の選択権を認める説との対立がある。当事者に選択権を承認することもできないと思われるし、一時金請求を当然に定期金給付として裁判所が判決することはできない、と解すべきこと、既述の通りである。

当事者に選択権を認める根拠が明確でないし、定期金給付を求めれば民訴法二二六条の要件が必要であるのに、一時金給付を求める場合には、その要件は不要となるはずであるから、当事者が一時金給付を求めたというだけで、一時金給付が可能であるというのは、要件の点でも問題である。

(v) ところで、最後に、いわゆる植物人間の問題もあるところから、今や単に一時金か定期金かという問題の設定の仕方だけでは、解決にならない、との指摘が、早くも出ていることは注目に値する。ここで、将来の損害賠償制度のあり方を云々することは、残念ながら出来ない。ただ、定期金賠償方式も、今後の制度として立法的に解決されることを望むものである。その際には勿論、理論的解決ではなく、現実に即応した解決を目指すべきである。

注(一) 従来から行なわれている裁判所の積明の分類における、訴訟材料補充の積明及び訴訟材料新提出の積明に属する判例が開始したのは、昭和三九年以降である、といわれている(奈良次郎「積明権と積明義務の範囲」実務民事訴訟講座1判決手続通論I二一九頁)。その第一番目の判例と目される最(二小)判昭和三九・六・二六民集一八卷五号九五四頁(中務俊昌「積明義務」民事訴訟判例百選八二頁以下、桜田勝義「セミナー」法学全集7民事訴訟法一六四頁以下)は、「ある地域を所有することを前提とし、同地域上に生立する立木の不法伐採を理由とする損害賠償の請求の当否を判断するに当り、当該地域の一部分のみが請求者の所有に属するとの心証を得た以上、さらにその一部に生立する立木で伐採されたものの数量、価格等について審理すべきことは当然であり、この際右の点について、従来の証拠のほかに、さらに新たな証拠を必要とする場合には、これについて全く証拠方法のないことが明らかであるときを除き、裁判所は当該当事者にこれについての証拠方法の提出を促すことを要するものと解するのが相当である。ただし、当事者は裁判所の心証いかなを予期することをえず、右の点について立証する必要があるかどうかを知りえないからである。したがって、本件の場合、乙丙地域のうち後者のみが被控訴人の所有に属するとの判断に到達した以上、原審は、すべからず、同地域上の立木の伐採数量等について被控訴人に立証を促すべきであったといわねばならない。とすれば、原審がこのような措置に出ることな

く、漫然証拠がないとして被控訴人の前記請求を排斥したのは、積明権の行使を怠り、審理不尽の違法を犯したものと
いうのほかに、原判決中上告人の損害賠償の請求を棄却した部分は破棄を免れない」と判示している。

おそらく本文の意図なのであろうが、後者の意味であるなら、右の判例の見解の思いを至すべきであらう。

(2) また、定期金賠償を肯定すべき直接の根拠規定がない、とも述べている。しかしながら、精神上の損害と財産上の損
害とを抱括した慰謝料一本での賠償請求を肯定する直接の根拠規定が一体どこに存在しているのであろうか。将来発生す
るはずの具体的損害も元本賠償として現在給付を認める直接の根拠規定は、どこにあるのであろうか。

(3) 変更判決の制度は、わが国の民法又は民事訴訟法に直接の規定を有していない。ところが、変更判決制度と実質的に
は同じことを認めた最(一小)判昭和三七・五・二四民集一六卷五号一一五七頁が、すでに存在しているのである。

そして、担保の制度(西独民法八四三条三項・八四四条二項・八四五条、西独民訴法三二四条)は、支払の不確実性を
顧慮した被害者(権利者)のための制度である。東京スモンでは、被害者は担保の供与を求めているのではないのである。支払
の不確実というのであれば、元本賠償の場合でも存在するのであって、何も定期金賠償だけの問題ではないはずである。

それを東京スモン判決が、あたかも定期金賠償のみに生ずるものと解しているのは、西独法に振り回されているとしか思
えない。社会的にも、高額な賠償金を認めた判決として大きな反響を呼んだ判決も、「から手形判決」に終ったようであ
る(椎木緑司「履行確保をめぐる諸問題」交通法研究創刊号一二〇頁)。

(4) まさに、この点が定期金賠償方式が実務家から提唱されるに至った直接の動機ともいえる。東京スモン判決も、「損
害の認定がより正確なものとなる」と述べているところである。

(5) 楠本安雄「定期金賠償」判タ二二二号一三五頁注(2)。

(6) 森美樹「免失利益中の生活費相当部分について定期賠償方式を認めた例」ジュリ五五四号一〇六頁。

(7) 森・ジュリ五五四号一〇六頁。

(8) 不法行為による損害は、すべて既発生である、という前提を、この判決は採っているのであるから、定期金賠償方式
の得失など論ずる必要はないのである。

(9) 東京地判昭和四五・六・一七(鷲岡康雄「東京地裁民事交通部判決報告書(32の1)——昭和四五年六月分——」判
時六一〇号一三頁(九九七))がそれであり、そのコメントとして、「本件事故により、X所有の単車が破損したが、その損

- (14) 倉田・民事法の諸問題第Ⅱ巻二八五頁。
- (15) 倉田・民事法の諸問題第Ⅱ巻二八二頁・二八六頁以下。
- (16) 当初は将来給付として請求していたが、訴訟が長くかかり、口頭弁論終結時までに履行期が到来した部分は、現在の給付を求めるべく請求の趣旨を変更すべきであるが、従来からの実務では、当然に変更されたものとして取り扱われているようである(菊井維大・村松俊夫・民事訴訟法Ⅱ六一頁)。
- (17) 倉田・民事法の諸問題第Ⅱ巻三〇〇頁。
- (18) 楠本・判タ二二二号一三五頁。
- (19) 江藤价泰「判決において定期金賠償を命ずることの可否」実務民事訴訟講座3交通事故訴訟3〇三頁。なお、訴訟物の問題につき、今枝孟「不法行為の損害賠償請求の訴訟物」民事訴訟法の争点一七七頁は、「変更判決や債務者に担保供与を命じうること等の制度的保障がないことよりみて、一時金給付と定期金給付とでは訴訟物が異なると考えたい」という。制度的保障が訴訟物の把握に影響を与える理由が、私には、よく分からない。
- (20) 楠本・判タ二二二号一三四頁、江藤・実務民事訴訟講座3〇三頁。なお、座談会「植物人間と損害賠償」交通事故民集第九巻索引・解説号三三九頁以下参照。この点、吉村徳重「交通事故被害者についての終身定期金賠償判決」判タ二九八号九頁は、一時金給付の「申立が定期金給付の申立を含むと解することができる」と解されている。しかし、この見解を採用としても、「予メ其ノ請求ヲ為ス必要アル場合」という要件は、当事者が主張・立証しなければならぬ(吉村・判タ二九八号九六頁上段参照)から、裁判所の釈明を期待するとしても、当事者が主張・立証しなければ、定期金判決はできないであろう。また、西独法のような「制度的な手当のないわが国において定期金賠償を認めるには、賠償義務者の将来における履行能力の安定性など、とくに定期金給付に適した条件の存することを要件とすべきであろう」とも主張されている(吉村・判タ二九八号九四頁)。しかし、この要件の意味が必ずしも明確ではないと思われる。というのは、この要件は、一時金給付請求に対する被告の立証すべき事項(抗弁事項)なのか、それとも、そもそも原告がこの要件も主張・立証して始めて定期金給付を命じうるという意味での要件なのか、更に、そのいずれでもなく、裁判所が職権で定期金給付を命じる際の要件(当事者の主張していない事実も認定できる、という意味で弁論主義の適用されない事

項」というのであろうか。やや不明確なようである。私の理解不足であろうか。どうも最後の意味のように思われるが。もちろん、民訴法二二六条の要件の存在することは前提である。

(21) 森・ジュリ五五四号一〇六頁。

(22) 更田義彦「定期金賠償の裁判上の付与——一時金賠償との併用をめぐる——」交通事故民事裁判例集創刊10周年記念論文集・交通事故賠償の現状と課題三〇五頁。

(23) (24) 更田・交通事故賠償の現状と課題三一五頁。

(25) (26) 更田・交通事故賠償の現状と課題三〇四頁。

(27) 更田・交通事故賠償の現状と課題三一四頁。

(28) 楠本・判タ二二二号一三五頁三(一)では、「定期金の請求に対し一時金を認容することは民訴一八六条に反する」と主張されている。

(29) (30) 更田・交通事故賠償の現状と課題三〇五頁。

(31) 田中康久「東京地裁民事交通部判決報告書(29・定)——昭和四七・四八年度」判時八一五号一八頁。

(32) 最(三小)判昭和四二・七・一八民集二一卷六号一五五九頁。

(33) 注(3)参照。

(34) 楠本・判タ二二二号一三五頁。なお、この定期金債権は、差押差止債権である「債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」(民執法一五一条一項一号)に該当しよう。また、楠本弁護士は、同頁で、判決本文の工夫をすべき旨主張されている。

スモンのいわゆる「確認書」(昭和五四年九月一五日)三4には、「第2号に定める健康管理手当及び第3号に定める介護費用については、総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数が昭和五二年度(ただし、本項による改定措置が講ぜられたときは直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の右物価指数の一〇〇分の一〇五を超え、又は一〇〇分の九五を下廻るに至った場合は、その上昇し又は低下した比率に応じて、新物価指数公表の日の属する月の翌月から、その額を改定して支払うものとする。」という条項が加えられている。なお、山田卓生「定期金」交通法研究第五号四五頁以下参照。

- (35) なお、鈴木祿弥・清水誠編・金融法二八三頁参照。
- (36) 高崎尚志「植物人間の法的美態」交通法研究第七号九七頁以下、および、一〇八頁以下の討論参照。
- (37) なお、定期金債権については、破産法二二条・四六条七号・五二条二号・一〇二条、会社更生法一一五条・一二六条等にも規定がある。